

上下水道 のしおり



熊本市
上下水道局



目次

- 1 検針から請求まで
- 5 水道料金・下水道使用料
- 8 水道料金・下水道使用料のお支払い方法
- 10 いろいろな届出と申請
- 13 給水装置はお客様の財産です
- 15 漏水はすぐに修理を
- 17 貯水槽水道の管理
- 19 水道の水質について
- 21 上下水道局からのお願い[上水道編]
- 23 公共下水道への接続のお願い
- 26 下水道の各種補助制度
- 32 受益者負担金制度について
- 37 上下水道局からのお願い[下水道編]
- 38 上下水道局からのお知らせ
- 40 施設のご案内



検針から請求まで

検針について

上下水道局では、水道メーターの検針を行い、使用した水の量に応じた水道料金等をお客様からいただいています。

●検針のサイクル

2ヵ月毎に検針を行っています。

※おおむね白川から東部地区は偶数月、西部地区（旧富合町・城南町・植木町を含む）は奇数月

●使用水量算定方法

検針で計量した使用水量(2ヵ月分)2分の1相当量を1ヵ月の水量とします。

●請求

検針月の翌月と翌々月に、上記使用水量分を請求しています。従いまして、請求は、実際のご使用月から2ヵ月程度遅れます。

(東部地区の例)

検針日	使用水量	請求水量	請求月	検針日	使用水量	請求水量	請求月
2月5日	42m ³	21m ³ 21m ³	3月分 4月分	4月5日	47m ³	24m ³ 23m ³	5月分 6月分

※2月5日検針分は3月と4月に請求し、4月5日検針分は5月と6月に請求します。

「水道等ご使用量のお知らせ」(検針票)をご確認ください

●水せん番号CD

お問い合わせの時には、この番号でお知らせください。

●メーター取替水量

メーターの取替があった場合、前回の検針日からメーターの取替日までの使用水量を表示します。

●下水道使用料

下水道を接続している場合は、下水道使用料を併せて請求します。

いつもご利用いただきありがとうございます。
水道等ご使用量のお知らせ
中央区水前寺6丁目2-45

ご使用場所
お名前 熊本 太郎 様

水道のご使用について下記のとおりお知らせします。

水せん番号CD	水道料金コード	下水道コード	戸数
1234567	013	123465	1

今回 検針日 ○○年 4 月 5 日

前回指針(ー) 505

メーター取替水量(+) 458

今回ご使用量 47 m³

ご使用期間 2 月 5 日 ~ 今回検針日

前年同月ご使用量 41 m³ 前年同月ご使用量 48 m³

ご請求予定額	
年 月 分	○年 5 月
使用水量	24 m ³
水道料金	3,344 円
	(304)
下水道使用料	3,037 円
	(276)
ご請求予定額	6,381 円
	(580)

*カッコ内は消費税等相当額です。

通信欄

このお知らせ票で集金することはありません。
料金課 TEL 096-381-1118
〇〇〇〇株式会社 〇〇 〇〇〇
熊本市上下水道局

●今回ご使用量

2ヵ月間の使用水量です。

●ご請求予定額

今回検針使用分の請求予定額をお知らせしています。

●お問い合わせ先

マンションなど(共同住宅)の検針・水道料金について

上下水道局では、受水槽を設置して給水されているマンションなど、各部屋が世帯単位で独立した住居として使用されている集合住宅のことを、「**共同住宅**」と呼んでいます。したがって、寮など集団で生計を営む住居や事務所、店舗は共同住宅として取り扱いません。

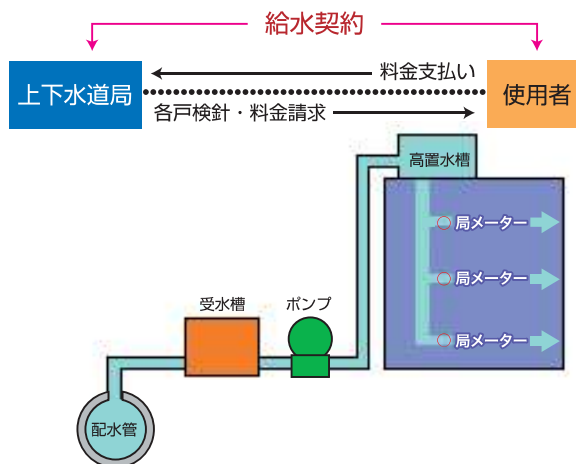
共同住宅の検針・水道料金には、次の二つの場合(方法)があります。

◆各部屋ごとに上下水道局のメーターを設置している場合

各部屋ごとに設置された水道メーターを検針し、次の方法で算出した**水道料金を各部屋の使用者が直接支払う方法。**

(水道料金の算出方法)

設置した水道メーターの使用水量をその口径別料金で算出した額。



◆全部屋を対象とした上下水道局のメーターを1個設置している場合

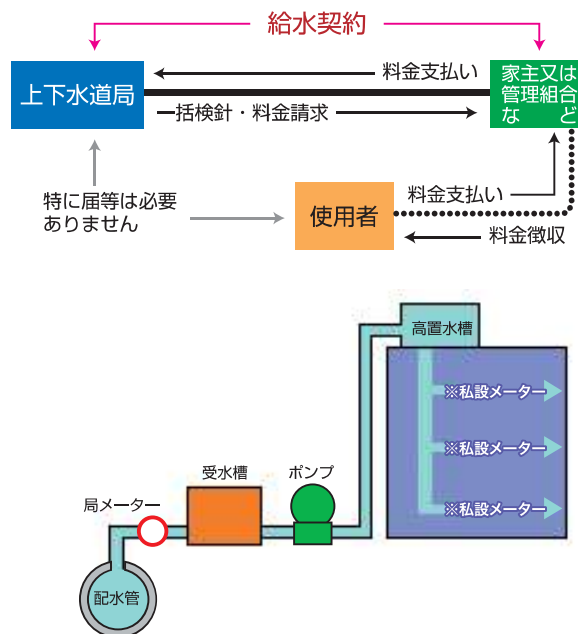
全部屋を対象とした水道メーターを検針し、次の①または②で算出する料金を**家主または管理組合**などが各部屋の使用者から徴収し、一括して支払う方法。

(水道料金の算出方法)

①設置した水道メーターの使用水量をその口径別料金で算出した額。

②設置した水道メーターの使用水量を、入居している部屋数で除して得た値を各部屋の基礎水量とし、基礎水量を一般用メーター口径20mmの料金で算出した額を各部屋合計した額。

(②の料金の適用は、上下水道局への申込手続きが必要です。)



※私設メーター(家主などが設置しているもの)の有無は、建物によって異なります。

下水道使用料について

下水道使用料は、家庭や工場などから排出された汚水をきれいな水に変えて河川に放流するための経費や、下水道施設の維持管理のための経費にあてられています。

◆下水道使用料を納めていただく方

家庭や工場などからの汚水を下水道に流される方は、全て対象になります。

◆下水道使用料の算定について

①下水道使用料は、排除汚水量に基づき算定し、基本使用料と従量使用料の合計額となります。(次頁の料金表参照)

②使用料算定の基礎となる排除汚水量は次のように認定します。

・水道水を使用されている場合は、水道水の使用水量を排除汚水量とします。

(本市では、2ヵ月毎にメーターの検針を行い、その間の使用水量を2分割し、検針月の翌月と翌々月に振り分けて1月分の使用水量としています。)

・事業用として井戸水等を使用されている場合は、井戸水等の使用水量(くみ上げられた水量)を排除汚水量とします。

・井戸水や温泉水などを家庭用に使用されている場合の排除汚水量は次のように算定します。

井戸水等のみご使用の場合

A井戸水等の使用量を計量するためのメーターが設置してある場合	メーターで計量した使用水量を排除汚水量とします。
B井戸水等の使用量を計量するためのメーターがない場合	別表1の使用人数に応じた認定水量を排除汚水量とします。 (1人→9m ³ 、2人→15m ³ 、3人→20m ³ 、4人以上は、1人増える毎に4m ³ を加えた量)

別表1

(※1ヵ月あたり)

使用人数	1人	2人	3人	4人	5人
人員割認定水量 (井戸水等のみ使用の場合)	9m ³	15m ³	20m ³	24m ³	28m ³

※4人以上の場合は、3人の水量に、1人増加するごとに4m³を加えた水量。

水道水と井戸水等を併用してご使用の場合

C井戸水等の使用量を計量するための メーターが設置してある場合	メーターで計量した井戸水等の使用水量を水道水の使用 水量に加え、その合計水量を汚水の量とします。
D井戸水等の使用量を計量するための メーターがない場合	別表2の井戸水等の使用用途(使用人数別)に応じた世帯 人員毎の認定水量を水道水の使用水量に加え、その合計 水量を汚水の量とします。

別表2

(※1ヵ月あたり)

使用人数		1人	2人	3人	4人	5人
(水道水と併用) 認定水量人員・用途別	トイレ	2m ³	4m ³	6m ³	7m ³	8m ³
	風呂	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	炊事	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	洗濯	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	洗顔その他	1m ³	2m ³	2m ³	2m ³	2m ³

※4人以上の場合は、3人の水量に、1人増加すること、

用途に応じ、トイレ1m³、風呂1m³、炊事1m³、洗濯1m³を加えた水量

(例:消費税10%込み)

※2人で使用され、水道水10m³、井戸水をトイレ(4m³)と風呂(3m³)に使用の場合の使用料
 排除汚水量は 10m³+7m³=17m³で認定
 料金表に基づき、17m³の使用料を算定
 890.47円(基本使用料)+1,063.15円(従量使用料)=1,953.62円・・・1,953円

- 一般家庭で井戸水を使用し、その排水を下水道へ排出される場合は、「水道水以外の水の使用状況申告書」を提出していただき、それに基づき下水道使用料を算出します。
- 上下水道局では、下水道使用料の未賦課や誤徴収を防ぐ目的で、水道の検針員が井戸水等の使用状況を定期的に確認しています。

◆届出のお願い

次のような場合は、必ず料金課お客さまセンターへ届出をお願いします。

- ・転居等により、下水道の使用を中止するとき
- ・使用している水(水道水、井戸水、温泉水など)を変更するとき
- ・井戸水等を使用の一般家庭において、使用人数、使用用途に変更があった場合
- ・新築や浄化槽からの切り替えで、新たに汚水を下水道に流す場合は、
給排水設備課 ☎096-381-1153 へご連絡ください。

■連絡・お問い合わせ

料金課お客さまセンター ☎096-381-1118

水道料金・下水道使用料

(令和元年10月改正 消費税10%込み)

◆水道料金表 (1ヵ月につき)

料金区分			基本料金	従量料金	
種別・用途・ 口径		使用水量 (m ³)		料金 (1m ³ につき)	
専用給水装置	一般用	13mm	990. ⁰⁰ 円	1～ 10 11～ 20	16. ⁵⁰ 円 148. ⁵⁰ 円
		20mm	1,364. ⁰⁰ 円	21～ 30 31～ 40	176. ⁰⁰ 円 203. ⁵⁰ 円
		25mm	1,859. ⁰⁰ 円	41～	242. ⁰⁰ 円
		40mm	4,235. ⁰⁰ 円	1～ 50 51～ 100 101～ 500 501～	242. ⁰⁰ 円
		50mm	9,185. ⁰⁰ 円		264. ⁰⁰ 円
		75mm	16,335. ⁰⁰ 円		286. ⁰⁰ 円
		100mm	28,160. ⁰⁰ 円		319. ⁰⁰ 円
		150mm	60,500. ⁰⁰ 円		
	浴場営業用		5,720. ⁰⁰ 円	1～ 150 151～	なし 60. ⁵⁰ 円
	一時用		1 m ³ につき 577. ⁵⁰ 円		
私設消火栓	演習用	50mm未満	1個1回20分以内につき 330. ⁰⁰ 円		
		50mm以上	1個1回20分以内につき 660. ⁰⁰ 円		

◆下水道使用料 (1ヵ月につき)

料金区分 汚水の種類	基本使用料	従量使用料	
		排除汚水量 (m ³)	料金 (1m ³ につき)
一般汚水	890.47円	1～ 10	14.65円
		11～ 20	130.95円
		21～ 50	172.85円
		51～ 200	209.51円
		201～ 500	251.42円
		501～ 2,000	293.32円
		2,001～	340.47円
公衆浴場汚水	—	1～	12.56円



(1円未満切捨て)

◆水道料金 簡易計算方法

口径	使用水量	料金の簡易計算式
13mm } 25mm	0m ³	口径別基本料金
	1m ³ ～ 10m ³	(使用水量 × 16.5円) + 口径別基本料金
	11m ³ ～ 20m ³	(使用水量 × 148.5円) + 口径別基本料金 - 1,320円
	21m ³ ～ 30m ³	(使用水量 × 176.0円) + 口径別基本料金 - 1,870円
	31m ³ ～ 40m ³	(使用水量 × 203.5円) + 口径別基本料金 - 2,695円
	41m ³ 以上	(使用水量 × 242.0円) + 口径別基本料金 - 4,235円
口径	使用水量	料金の簡易計算式
40mm } 150mm	0m ³	口径別基本料金
	1m ³ ～ 50m ³	(使用水量 × 242円) + 口径別基本料金
	51m ³ ～ 100m ³	(使用水量 × 264円) + 口径別基本料金 - 1,100円
	101m ³ ～ 500m ³	(使用水量 × 286円) + 口径別基本料金 - 3,300円
	501m ³ 以上	(使用水量 × 319円) + 口径別基本料金 - 19,800円

◆下水道使用料 簡易計算方法

(1円未満切捨て)

排除汚水量	使用料の簡易計算式
0m ³	基本使用料 890.47円
1m ³ ～ 10m ³ まで	(排除汚水量 × 14.65円) + 890.47円
11m ³ ～ 20m ³ まで	(排除汚水量 × 130.95円) - 272.53円
21m ³ ～ 50m ³ まで	(排除汚水量 × 172.85円) - 1,110.53円
51m ³ ～ 200m ³ まで	(排除汚水量 × 209.51円) - 2,943.53円
201m ³ ～ 500m ³ まで	(排除汚水量 × 251.42円) - 11,325.53円
501m ³ ～ 2,000m ³ まで	(排除汚水量 × 293.32円) - 32,275.53円
2,001m ³ 以上	(排除汚水量 × 340.47円) - 126,575.53円

上下水道料金早見表（消費税 10%込み）

口径13mm			
使用水量 排除汚水量 (㎡)	水道料金 (円)	下水道 使用料 (円)	合計 (円)
0	990	890	1,880
1	1,006	905	1,911
2	1,023	919	1,942
3	1,039	934	1,973
4	1,056	949	2,005
5	1,072	963	2,035
6	1,089	978	2,067
7	1,105	993	2,098
8	1,122	1,007	2,129
9	1,138	1,022	2,160
10	1,155	1,036	2,191
11	1,303	1,167	2,470
12	1,452	1,298	2,750
13	1,600	1,429	3,029
14	1,749	1,560	3,309
15	1,897	1,691	3,588
16	2,046	1,822	3,868
17	2,194	1,953	4,147
18	2,343	2,084	4,427
19	2,491	2,215	4,706
20	2,640	2,346	4,986
21	2,816	2,519	5,335
22	2,992	2,692	5,684
23	3,168	2,865	6,033
24	3,344	3,037	6,381
25	3,520	3,210	6,730
26	3,696	3,383	7,079
27	3,872	3,556	7,428
28	4,048	3,729	7,777
29	4,224	3,902	8,126
30	4,400	4,074	8,474
31	4,603	4,247	8,850
32	4,807	4,420	9,227
33	5,010	4,593	9,603
34	5,214	4,766	9,980
35	5,417	4,939	10,356
36	5,621	5,112	10,733
37	5,824	5,284	11,108
38	6,028	5,457	11,485
39	6,231	5,630	11,861
40	6,435	5,803	12,238
41	6,677	5,976	12,653
42	6,919	6,149	13,068
43	7,161	6,322	13,483
44	7,403	6,494	13,897
45	7,645	6,667	14,312
46	7,887	6,840	14,727
47	8,129	7,013	15,142
48	8,371	7,186	15,557
49	8,613	7,359	15,972
50	8,855	7,531	16,386
60	11,275	9,627	20,902
70	13,695	11,722	25,417
80	16,115	13,817	29,932
90	18,535	15,912	34,447
100	20,955	18,007	38,962

口径20mm			
使用水量 排除汚水量 (㎡)	水道料金 (円)	下水道 使用料 (円)	合計 (円)
0	1,364	890	2,254
1	1,380	905	2,285
2	1,397	919	2,316
3	1,413	934	2,347
4	1,430	949	2,379
5	1,446	963	2,409
6	1,463	978	2,441
7	1,479	993	2,472
8	1,496	1,007	2,503
9	1,512	1,022	2,534
10	1,529	1,036	2,565
11	1,677	1,167	2,844
12	1,826	1,298	3,124
13	1,974	1,429	3,403
14	2,123	1,560	3,683
15	2,271	1,691	3,962
16	2,420	1,822	4,242
17	2,568	1,953	4,521
18	2,717	2,084	4,801
19	2,865	2,215	5,080
20	3,014	2,346	5,360
21	3,190	2,519	5,709
22	3,366	2,692	6,058
23	3,542	2,865	6,407
24	3,718	3,037	6,755
25	3,894	3,210	7,104
26	4,070	3,383	7,453
27	4,246	3,556	7,802
28	4,422	3,729	8,151
29	4,598	3,902	8,500
30	4,774	4,074	8,848
31	4,977	4,247	9,224
32	5,181	4,420	9,601
33	5,384	4,593	9,977
34	5,588	4,766	10,354
35	5,791	4,939	10,730
36	5,995	5,112	11,107
37	6,198	5,284	11,482
38	6,402	5,457	11,859
39	6,605	5,630	12,235
40	6,809	5,803	12,612
41	7,051	5,976	13,027
42	7,293	6,149	13,442
43	7,535	6,322	13,857
44	7,777	6,494	14,271
45	8,019	6,667	14,686
46	8,261	6,840	15,101
47	8,503	7,013	15,516
48	8,745	7,186	15,931
49	8,987	7,359	16,346
50	9,229	7,531	16,760
60	11,649	9,627	21,276
70	14,069	11,722	25,791
80	16,489	13,817	30,306
90	18,909	15,912	34,821
100	21,329	18,007	39,336

口径25mm			
使用水量 排除汚水量 (㎡)	水道料金 (円)	下水道 使用料 (円)	合計 (円)
0	1,859	890	2,749
1	1,875	905	2,780
2	1,892	919	2,811
3	1,908	934	2,842
4	1,925	949	2,874
5	1,941	963	2,904
6	1,958	978	2,936
7	1,974	993	2,967
8	1,991	1,007	2,998
9	2,007	1,022	3,029
10	2,024	1,036	3,060
11	2,172	1,167	3,339
12	2,321	1,298	3,619
13	2,469	1,429	3,898
14	2,618	1,560	4,178
15	2,766	1,691	4,457
16	2,915	1,822	4,737
17	3,063	1,953	5,016
18	3,212	2,084	5,296
19	3,360	2,215	5,575
20	3,509	2,346	5,855
21	3,685	2,519	6,204
22	3,861	2,692	6,553
23	4,037	2,865	6,902
24	4,213	3,037	7,250
25	4,389	3,210	7,599
26	4,565	3,383	7,948
27	4,741	3,556	8,297
28	4,917	3,729	8,646
29	5,093	3,902	8,995
30	5,269	4,074	9,343
31	5,472	4,247	9,719
32	5,676	4,420	10,096
33	5,879	4,593	10,472
34	6,083	4,766	10,849
35	6,286	4,939	11,225
36	6,490	5,112	11,602
37	6,693	5,284	11,977
38	6,897	5,457	12,354
39	7,100	5,630	12,730
40	7,304	5,803	13,107
41	7,546	5,976	13,522
42	7,788	6,149	13,937
43	8,030	6,322	14,352
44	8,272	6,494	14,766
45	8,514	6,667	15,181
46	8,756	6,840	15,596
47	8,998	7,013	16,011
48	9,240	7,186	16,426
49	9,482	7,359	16,841
50	9,724	7,531	17,255
60	12,144	9,627	21,771
70	14,564	11,722	26,286
80	16,984	13,817	30,801
90	19,404	15,912	35,316
100	21,824	18,007	39,831

◆料金計算の具体例

例：口径13mmメーターで7月検針（5月検針からの2ヶ月間）で47m³使用した場合

まず、2ヶ月間の使用水量47m³を8月請求水量と9月請求水量とに振り分けます

47m³ ÷ 2 ⇒ 8月請求水量 24m³ と 9月請求水量 23m³ (余り1は、前月分へ加算)

それぞれの請求水量をもとに料金を計算します（消費税10%込み）

（合計額に1円未満の端数が生じたときは、切捨てます。）

8月請求分 24m³

水道料金		下水道使用料	
基本料金	990円	基本料金	890.47円
1m ³ ～10m ³	165円 (10m ³ ×16.5)	1m ³ ～10m ³	146.5円 (10m ³ ×14.65)
11m ³ ～20m ³	1,485円 (10m ³ ×148.5)	11m ³ ～20m ³	1,309.5円 (10m ³ ×130.95)
21m ³ ～30m ³	704円 (4m ³ ×176)	21m ³ ～50m ³	691.4円 (4m ³ ×172.85)
合計(税込み)	3,344円	合計(税込み)	3,037円
合計 6,381円(水道料金 3,344円 下水道使用料3,037円)			

9月請求分 23m³

水道料金		下水道使用料	
基本料金	990円	基本料金	890.47円
1m ³ ～10m ³	165円 (10m ³ ×16.5)	1m ³ ～10m ³	146.5円 (10m ³ ×14.65)
11m ³ ～20m ³	1,485円 (10m ³ ×148.5)	11m ³ ～20m ³	1,309.5円 (10m ³ ×130.95)
21m ³ ～30m ³	528円 (3m ³ ×176)	21m ³ ～50m ³	518.55円 (3m ³ ×172.85)
合計(税込み)	3,168円	合計(税込み)	2,865円
合計 6,033円(水道料金3,168円 下水道使用料2,865円)			

水道料金・下水道使用料のお支払い方法

口座振替(自動払込)による方法

お客さまの預貯金口座から自動的に料金が引き落とされますので、お支払いの手間が省けます。ぜひ、便利な口座振替をご利用ください。

◆お申し込みは

- ・最近の「領収証」または「水道ご使用量のお知らせ」(検針票)など、お客さまの「水せん番号CD」がわかるもの
- ・預・貯金通帳
- ・印かん(通帳に使用しているもの)

上記3点をお持ちになり、下記の金融機関窓口へ直接お申し込みいただくか、料金課お客さまセンターへご連絡いただくと、申込用紙をお送りします。

◆振替開始は

お申し込みから振替開始まで約2ヵ月を要しますので、それまでは納入通知書にてお支払いください。また、振替開始は、別途ハガキでお知らせします。

◆振替日は

毎月25日です。残高不足等により振替ができなかった場合は、翌月10日に再振替します。(金融機関が休みの場合は、翌営業日) 口座振替後「水道料金等領収証」を郵送します。

※上下水道局のホームページからでもお申し込みできます。
(一部の金融機関のみの対応となります。)



※経費削減のため領収証の発行の省略に取り組んでいます。ご協力をよろしくお願いします。

■取り扱い可能な金融機関

銀 行	肥後・熊本・みずほ・三井住友・りそな 三菱UFJ・福岡・西日本シティ・十八 長崎・大分・豊和・宮崎・鹿児島・南日本・北九州
信 用 金 庫	熊本・熊本第一・熊本中央
信 託 銀 行	三井住友
農業協同組合	熊本市・熊本宇城・鹿本
そ の 他	ゆうちょ銀行(郵便局)・九州労働金庫・熊本県信用組合 横浜幸銀信用組合

■連絡・お問い合わせ

料金課お客さまセンター ☎096-381-1118

納入通知書による方法

上下水道局から郵送します「**納入通知書**」をご持参のうえ、以下のいずれかにより払い込みください。

◆納期限について

下図のように記載してあります。**必ず納期限までに払い込みをお願いします。**

The image displays three versions of the 'Water and Sewerage Fee Payment Notice' (水道料金等納入通知書). Each form includes:

- Header:** 水道料金等納入通知書 (Water and Sewerage Fee Payment Notice).
- Account Information:** 21 2016109023677000000000021540, 00000191800000000000000000000004.
- Table of Charges:**

請求年月分	納期限
00年00月請求分	00年00月25日
- Payment Details:**

水道料金 (円)	下水道使用料 (円)	合計金額 (円)
3,344	3,037	6,381
- Due Date:** 納期限 00年00月25日 (highlighted in red circles).
- Barcode:** (91)959909-4024020161090236770000, 170223-0-004072-9.
- Footer:** 00年00月31日 発行, 上記金額を納入しました, 熊本市上下水道事業管理者宛.

◆金融機関による方法

- ・前頁に記載の金融機関

※ゆうちょ銀行については、九州管内（沖縄を除く）に限ります

◆コンビニエンスストアによる方法

- ・納入通知書でご確認ください

※取り扱い可能なコンビニエンスストアについては、
随時更新しますのであらかじめご了承ください。

◆モバイル決済による方法

- ・LINE Pay
- ・Pay Pay
- ・PayB
- ・楽天銀行コンビニ支払いサービス

■連絡・お問い合わせ

料金課お客さまセンター ☎ 096-381-1118

いろいろな届出と申請

届出の際は、水せん番号CD、住所、氏名、電話番号などをお知らせください。
電話での受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです。

上下水道のご使用を「開始」するとき

- ・「電話」「郵送」「インターネット」のいずれかでお届けください。
- ・郵送の場合、玄関や郵便受けに取り付けてある青いビニール袋に入っている「**上下水道使用申込書（口座振替申込書兼用）**」に必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒（切手不要）でご返送ください。
- ・「申込書」がない場合や水が出ない場合は、電話でご連絡ください。



上下水道のご使用を「中止」するとき

- ・引越しが決まったときは**水道料金等の清算**が必要ですので、引越しの4～5日前までに、「**最後にお使いになる日**」「**移転先住所**」「**お支払方法**」等をご連絡ください。インターネットでも届出できます。
- ・ご使用中止の届出がないと、実際に使用していない場合でも届出があるまでの期間の基本料金がかかります。ご注意ください！
- ・実際のご使用期間に対して請求時期が遅れています（1ページ参照）ので、最後の清算料金は、2～3ヶ月分を一括でお支払いいただくことになります。

ご使用者の名義が変わるとき

- ・上下水道ご使用者の名前、口座名義、共同住宅等の総代人（お支払いの代表者）が変更になる場合は、電話でご連絡ください。
- ・給水装置（13ページ参照）の所有者が変更になる場合は、**給排水設備課 給水装置班 ☎096-381-1152** までお問い合わせください。（書類の提出が必要となります）

インターネットでも届出ができます

ご使用開始・中止の届出はインターネットでも24時間受け付けています。詳しくは上下水道局ホームページをご覧ください。右の2次元コードから直接アクセスしてください。



■上下水道のご使用に関する届出方法一覧（目的別）

	電 話 (平日8:00～17:15)	郵 送 (切手不要)	インターネット (24時間)
使用開始	○	○	○
使用中止	○	×	○
名義変更	○	×	×

■連絡・お問い合わせ

料金課お客さまセンター ☎096-381-1118

給水装置工事のお申し込みは指定給水装置工事事業者へ

◆工事のお申し込みは

給水装置の新設・改造・修理等の水道工事は、必ず熊本市上下水道局の指定給水装置工事事業者へご依頼のうえ、上下水道局へお申し込みください。

※工事業者については、お問い合わせいただくか、上下水道局ホームページ、指定給水装置工事事業者の一覧表でご確認ください。

◆工事をお申し込みの際の注意点

- ・複数の指定給水装置工事事業者から見積書を取ること。
- ・工事内容や費用についてよく説明を受けること。
- ・工事後の修繕などアフターサービスについて十分確認すること。

◆工事費用

- ・工事費用は、お客様のご負担です。(金額は使われる材料や工事の規模に応じて異なります)。
- ・その他に上下水道局にお支払いいただく手数料等が必要です。
- ・上下水道局では工事費用の見積は行っていないので指定給水装置工事事業者へ依頼してください。
- ・費用については「表1」をご覧ください。

※給水管の引き込み工事をお考えの方で隣接する道路の工事が行われる場合、工事費用(道路部分の舗装復旧費)が安くなる場合があります。

◆加入金とは

- ・新たに水道を引くお客様に、水道施設の整備・拡張費の一部を負担していただくものです。

表1

メーター 口径	加入金 (消費税10%込)	設計審査 手数料	竣工検査 手数料	工事費用
13mm	66,000円	1,000円	2,500円	お客様負担 ※見積は指定給水工事事業者に 依頼してください
20mm	132,000円			
25mm	198,000円		5,000円	
40mm	660,000円			
50mm	1,320,000円		7,000円	

◆家を解体するときは上下水道局へ届出が必要です

- ・給水管を道路境界か配水管(道路)上で支障をきたさないように止める必要があります。
- ・申し込みは指定給水装置工事事業者へお願いします(お客様のご負担です)。

■連絡・お問い合わせ

給排水設備課 給水装置班 ☎096-381-1152

排水設備工事は、指定工事店で

排水設備（水洗化）工事をするときは、必ず熊本市上下水道局が指定した「排水設備指定工事店」へご依頼のうえ、上下水道局へお申し込みください。

指定工事店は、基準にあった設備をつくるために必要な技術を習得しているほか、不当な工事金額の請求や粗悪工事、粗悪品の使用などをなくして、安心して工事をまかせることができるように、熊本市上下水道局が指定したものです。

必要書類の作成・届出や工事費の融資あっ旋・利子補給制度等の諸手続についても、皆さんのお手伝いをします。

家屋の新築・増改築等をされるとき排水設備（水洗化）工事についても、指定工事店でなければなりません。（下水道条例第7条）

- 各工事店が、直接皆さんのご家庭を訪問して排水設備の工事について勧誘にくる場合もありますので、必ず指定工事店であることを確認して申し込んでください。

排水設備（水洗化）工事は、お客様の費用負担により「指定工事店」との契約で、行われるものです。

◆排水設備（水洗化）工事の進め方



※排水設備指定工事店は、給排水設備課 排水設備班 ☎096-381-1153へお問い合わせいただくか、上下水道局ホームページ、窓口に設置している一覧表でご確認ください。

給水装置はお客様の財産です

給水装置とは？

配水池からお客さまのご家庭・学校・会社などに水を送るために、道路に埋設している水道管を「配水管」といいます。配水管から分かれて各ご家庭などに引き込まれた給水管及びこれに直結するバルブ類やじゃ口などの給水用具を「給水装置」といいます。

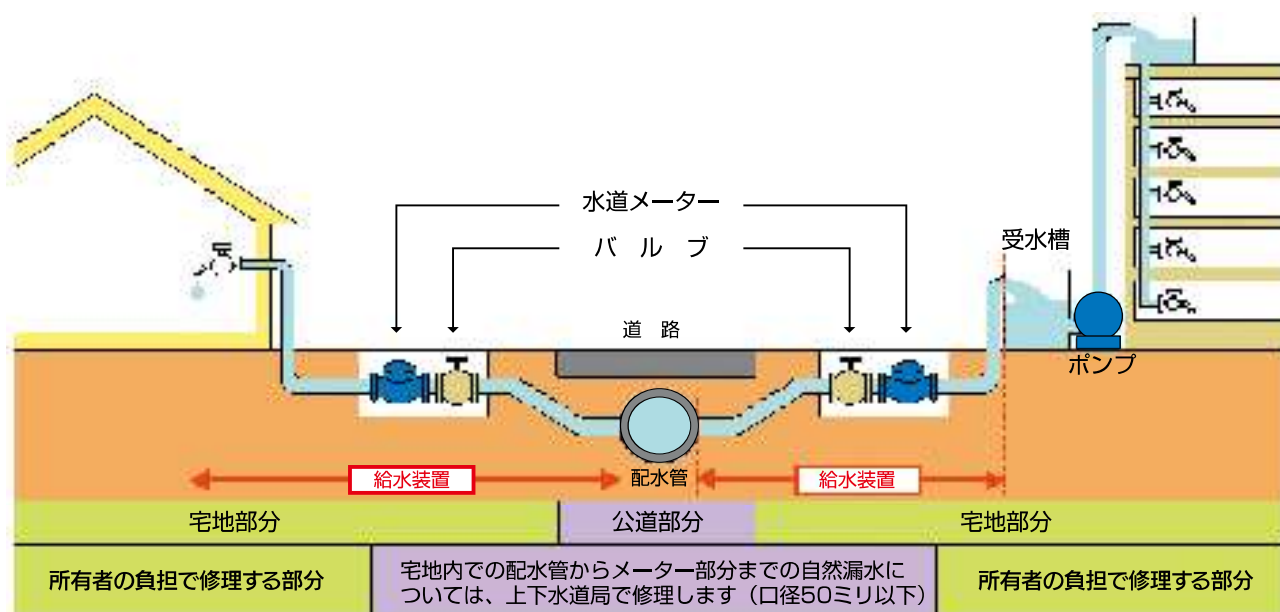
また3階以上のマンションやビルなどでは、水を一旦受水槽に貯めポンプで加圧したり、屋上の高置水槽にくみ上げて各階に水を送っています。この場合は、配水管から受水槽への給水口までを給水装置といい、受水槽から各部屋のじゃ口までを「貯水槽水道」といいお客様の管理となります。

漏水したり故障したりした場合はどうするの？

給水装置（給水管やじゃ口、給湯器など）は、水道メーターを除いて所有者の財産です。漏水したり故障したりした場合は、所有者または使用者が費用を負担して修理をしていただくことになります。

ただし、給水管の口径が50ミリ以下については、配水管の分岐から水道メーターまでの自然漏水については水の有効利用の観点から、上下水道局負担で修理しています。

漏水箇所によっては、上下水道局で修理できない場合があります。



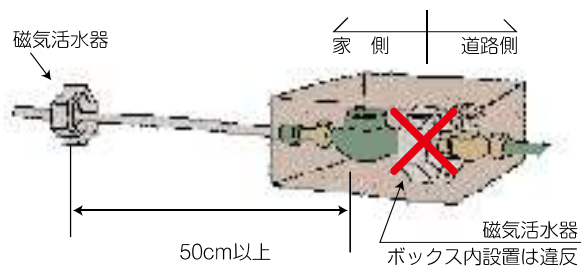
※給水装置はお客様の財産です。

磁気活水器の取扱いについて

磁気活水器は、強力な永久磁石を使用していますので、水道メーターが正常に動作せず、異常な使用量を示す場合があります。

また、水道メーターボックス内に取り付けてあると、有効期間満了（8年）によるメーターの取替ができません。

磁気活水器を取り付ける場合は、水道メーターから50cm以上（家側に）離して取り付けるようにお願いします。



■連絡・お問い合わせ
給排水設備課 給水装置班
☎096-381-1152

水漏れ点検の方法 ～定期的に水漏れ点検を行いましょう～

◆お客様でも調べることができます。ぜひ一度、ご確認ください。

漏水は、大切な水資源をムダにするだけでなく、結果的にお客様の水道料金も高くなります。水漏れがないか、下記の方法で定期的に点検を行いましょう。

水道メーターの見方

☆簡単にできる漏水チェック☆

- ①全ての蛇口を閉める。
- ②水道メーターの **パイロット** をチェックする。
- ③パイロットが回転していれば、メーターから蛇口までのどこかで漏水している可能性があります。（回転なしは異常なし）

修理や調査は、上下水道局指定の水道工事店へ
ご連絡（ご相談）され、早期の修理をお願いします。
(修理費用はお客様のご負担となります。)

漏水は、早期発見・早期修理をお願いします。



水道メーターの取替

- ・計量法により、水道メーターの有効期限は8年と定められています。
- ・上下水道局では、設置後7年目を目安にメーターを取替えています。
- ・取替前に事前通知を行い、取替は、公益財団法人 熊本市上下水道サービス公社が実施します。料金は無料です。

■連絡・お問い合わせ
料金課お客さまセンター
☎096-381-1118

漏水はすぐに修理を

熊本市の水道水は、すべて地下水で賄われています

水道メーターを通過した漏水は大切な水をムダにするだけでなく、お客さまの料金負担も大きくなります。わずかな漏水でも、すぐに上下水道局指定の給水装置工事事業者に修理（有料）を依頼してください。

水洗トイレや給湯器の水が止まらないとき

次のように簡単に止めることができます。そのうえで上下水道局指定の給水装置工事事業者に修理を依頼してください。

※事業者は、お問い合わせいただくか、上下水道局ホームページ、窓口設置の一覧表でご確認ください。

◆水洗トイレの場合

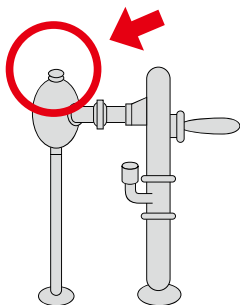
止水バルブを閉めましょう。
（バルブの位置は下図のとおり）

◆給湯器の場合

給水管に取り付けてあるバルブを閉めましょう。

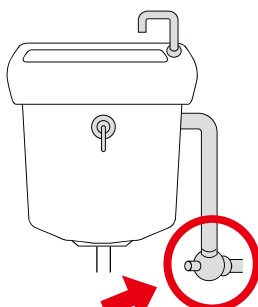
◆止水バルブの位置

※機器により異なる場合があります。



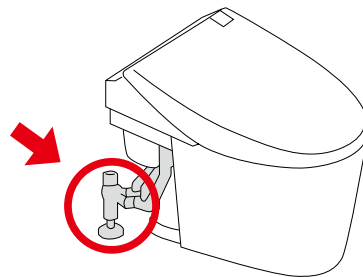
フラッシュバルブ式

ドライバーでネジを閉める。



ロータンク式

ドライバーでネジを閉める。
ハンドル付きの場合は手で閉める。



ウォシュレット式

ドライバーでネジを閉める。
ハンドル付きの場合は手で閉める。

水の出が悪いとき

水の出が悪い原因としては、給水管の内部に鉄サビが発生している場合や、漏水している場合などが考えられます。

■連絡・お問い合わせ
上下水道局（代表）
☎096-381-1133

水が出ないとき

メーターの手前のバルブが閉まっている可能性があります。バルブが開いているかを確認してください。

また、3階建て以上の建物の場合、受水槽のポンプが停止していることが多いので、家主または管理組合等におたずねください。



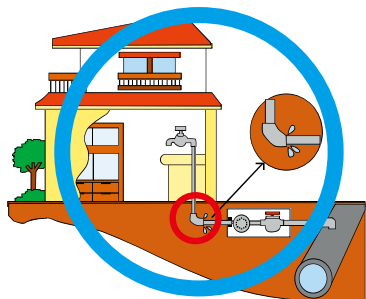
漏水による減額措置

ご家庭で漏水が起こると、その分メーターの水量も上がり、結果的に水道料金の請求額も高くなります。この場合、漏水の箇所によって、修理後に水道料金の減額対象になるところとならないところがあります。減額については、料金課へお問い合わせください。

水道工事や漏水の修理は、上下水道局指定の給水装置工事事業者へ依頼してください。なお、工事や修理に要する費用はお客さまのご負担となります。

○減額できるところ

地面下の漏水

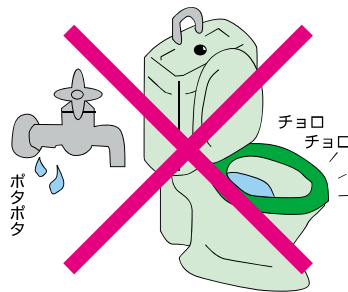


(指定給水装置工事事業者以外での工事は減額の対象とはなりません。ご注意ください。)

※工事業者については、お問い合わせいただくか、上下水道局ホームページ、指定給水装置工事事業者の一覧表でご確認ください。

×減額できないところ

蛇口やトイレなどの漏水



■減額に関するお問い合わせ
料金課お客さまセンター
☎096-381-1118

道路から水が漏れているのを見かけたら

貴重な水資源を守るため、道路から水漏れを見かけたらご連絡をお願いします。

■連絡・お問い合わせ
上下水道局 (代表)
☎096-381-1133

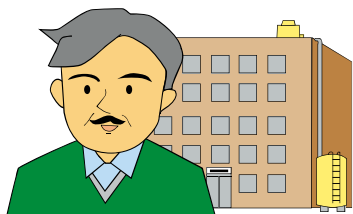
貯水槽水道の管理

貯水槽水道の管理について

◆貯水槽水道とは？

3階建以上のマンションや事務所等ビルの水道設備には、水道水を一旦受水槽に貯め、ポンプで各階へ給水しているものがあります。
この受水槽からじゃ口までの給水設備を貯水槽水道といいます。

◆貯水槽水道設置者の皆さんへ



マンションやビルのオーナー、管理者は水槽の定期的な清掃と日常点検を行いましょう

◎水槽の日常点検

水槽の蓋や内部の点検
雨水などが流入していないかなど

◎水槽の清掃

一年に一回以上

◎水槽の検査受検

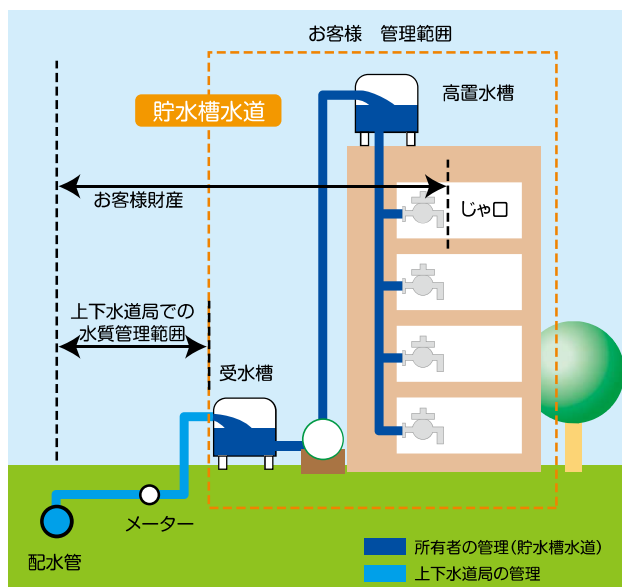
一年に一回以上、登録検査機関（水道法第34条の2第2項）による検査の受検

◆貯水槽水道の水質管理責任

受水槽を設置した建物の場合、受水槽の入口までの水質は、上下水道局で管理しますが、受水槽を含めその先は、貯水槽水道の設置者が、水質、施設の管理を行い、検査を受けなければなりません。

また、上下水道局では、所有者に対し、貯水槽水道の管理や検査について、指導、助言及び勧告を行うことができます。併せて、利用者に対して、貯水槽水道の管理状況などの情報を提供します。

■貯水槽水道の水質管理責任の区分



小規模貯水槽水道 [10m³以下]の無料診断

(公財)熊本市上下水道サービス公社では、市民の皆さんに安心して“水道”を使用していただくために、有効容量が10m³以下の小規模な貯水槽水道について、無料の貯水槽診断を実施しています。診断内容は、貯水槽の水質・水槽の状態に関する診断で、当日診断結果を診断票でお知らせします。

診断の際には、公社の担当職員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

◎連絡先／公益財団法人 熊本市上下水道サービス公社 ☎ 096-288-7463

直結給水をおすすめします

上下水道局では、水槽を経由しない「3階直結・直結増圧方式」の普及を推進しています。これらの給水方式は、断水時や停電時には、給水が停止するというデメリットもありますが、次のようなメリットがあります。

■3階直結・直結増圧方式のメリット

1. 衛生面

配水管から直接じゃ口給水するため、常に安全で衛生的

2. 維持管理の省力化

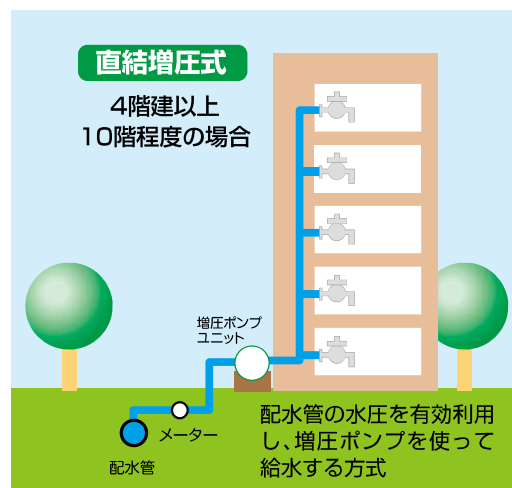
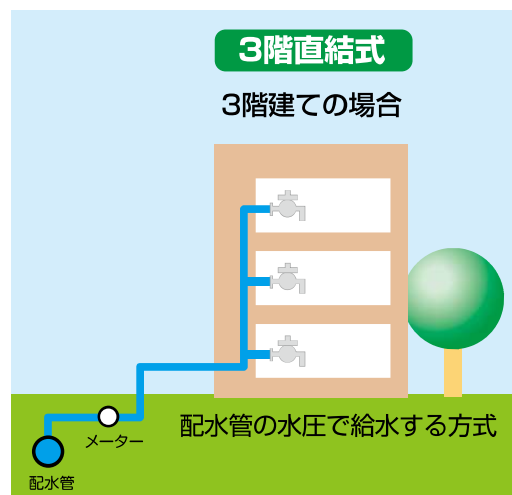
水槽の定期清掃と検査受検が不要となり維持管理費が節減できる

3. 省スペース

受水槽の設置スペースが不要となるため敷地を有効利用できる

4. 省エネルギー

配水管の水圧を利用できるためポンプの電力を節減できる



一定の基準を満たしていれば既設の貯水槽水道からの改造もできます。

※改造工事の費用は、工事費と加入金等がありお客さま負担となります。費用の見積りと工事の施工は、上下水道局指定の給水装置工事事業者へ依頼してください。

■連絡・お問い合わせ
給排水設備課 給水装置班
☎096-381-1152

※事業者は、お問い合わせいただくか、上下水道局ホームページ、窓口設置の一覧表でご確認ください。

水道の水質について

おいしい！安全！熊本市の水道水

熊本市の水道水は、100%地下水で賄っています。雨水が地下に浸透してできた地下水は、流れていく間に自然にろ過され、きれいになると同時に地中のミネラル分が溶け込み、おいしい水になります。その水質は、汲み上げた水をそのまま飲めるほど良質で安定しており、全国屈指のおいしい水として広く知られています。

お客様に安全でおいしい水道水を、安心して飲んでいただくために、上下水道局では厚生労働省が定める水質基準項目など以下の項目を検査しています。

●水質基準項目

大腸菌、鉛、鉄、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、総トリハロメタン、有機物、非イオン界面活性剤 など51項目

●水質管理目標設定項目

ウラン、ニッケル、トルエン、遊離炭酸、農薬類など24項目

●独自項目

硫酸イオン、アルカリ度、溶性ケイ酸など

◆定期水質検査

毎年策定する「水質検査計画」に従って検査を行っています。

水道用井戸水の検査

健軍水源地5号井など93カ所

原 水

井戸から汲み上げたそのままの水

年3回の検査

水源地の検査

健軍水源地など32カ所

浄 水

原水を処理した送り出す前の水

年4回の検査

給水栓末端の検査

公園や公民館など31カ所

給水栓末端

蛇口から出る水

月1回の検査

(残留塩素、色、濁りについては、59カ所で毎日検査しています。)

※令和2年度



水質管理室は、優良な水質検査機関として認定を受けています。

■連絡・お問い合わせ
水運用課 水質管理室
☎096-381-7091

このような症状のときは

◆水が赤く濁る（赤水）

<ある日突然赤水が出た場合>

水道工事や事故または断水直後や水圧の変化で管内のサビがはく離して流出し、赤く濁って出ることがあります。

その場合、しばらく水を流すと綺麗な水になります。



◆水の中にキラキラした物ができる（フレークス現象）

お湯を沸かしたり、氷が溶けた時に、キラキラした物ができることがあります。これは、フレークス現象と呼ばれ、溶性ケイ酸やミネラル分が結晶化したものです。（人体には無害です。）

◆しばらく水道を使っていないときは

旅行などでしばらく水道を使っていない場合、水道水が水道管内に長時間滞留した状態であるため、消毒用の塩素が少なくなっていることがあります。

何日間か留守にした後などに水道を利用する場合は、念のため、使い始めのバケツ一杯程度の水道水は、掃除や洗濯、散水など飲み水以外に使用することをお勧めします。

◆白く濁ったような水

<空気の混入>

透明なコップに水を取り、1～2分置いておき、下の方から澄んでくれば空気の混入が原因なので心配はいりません。



<金属（鉄・亜鉛）の溶出>

1～2分置いていても透明にならなければ、金属（鉄・亜鉛）が溶出したと考えられます。原因としては給水管の老朽化が考えられます。給水管の布設替をするか、給水管の中の水を排出してから使用してください。

◆にのびの水

<カルキのにおい>

カルキのにおいがするのは、塩素（消毒用薬剤）が入っているからです。これは、水が完全に殺菌されている証拠です。安心してお飲みください。



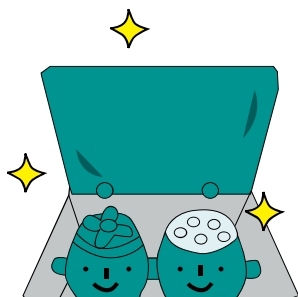
<その他のにおい>

ポットや容器のにおいが着臭することがあります。蛇口から出た水がにおうかどうか確認し、水そのものの異常を感じられる方は、お問い合わせください。

■連絡・お問い合わせ
上下水道局（代表）
☎096-381-1133

上下水道局からのお願い[上水道編]

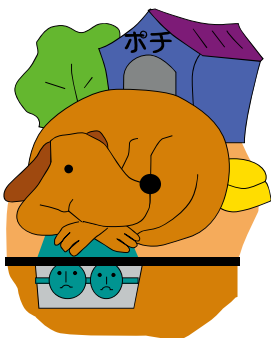
メーターはいつも見やすくしておきましょう



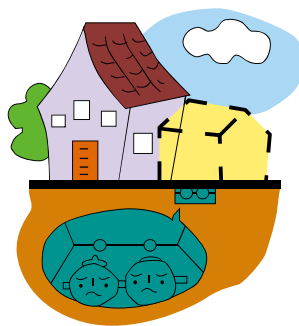
- 水道メーターボックスの中やまわりは、いつもきれいにしておいてください。



- 水道メーターボックスの上に、車を停めたり、物を置かないようにしてください。



- 近くに犬をつないだり、放し飼いはしないようにお願いします。



- 水道メーターボックスの上に建物を建てたりしないでください。

漏水調査にご協力を

貴重な水資源を有効に利用するため、上下水道局では漏水調査を行っています。

調査内容は、委託している調査員が、昼は道路上の水道本管からご家庭の水道メーターまでを、夜は水道本管の調査を行います。

調査員は、上下水道局発行の漏水調査員証明書を常時携帯しています。

ご不明な点がございましたら、上下水道局及び各調査員までお問い合わせください。皆様のご協力をお願いします。



漏水調査（音聴棒）



漏水調査（漏水探知）

■連絡・お問い合わせ
上下水道局（代表）
☎096-381-1133

水をムダなく使いましょう

おいしい水を次の世代へと守り伝えていけるよう、一人ひとりが水をムダなく使うように心がけましょう。

◆家庭でできる節水方法

台所



じゃ口のごまめな開け閉めで、水の使用時間を5分間短縮すると、約30%の節水

洗濯



お風呂の残り湯を活用しましょう。

洗面



コップ3杯での歯みがきは、3分間じゃ口を開けっ放しにするより、1回で約17%の節水

風呂



シャワーのごまめな開け閉めで、水の使用時間を3分間短縮すると、約36%の節水

トイレ



2度流しはやめ（約6～10%の節水）、大小レバーを使いわけましょう。

洗車



バケツ5杯での洗車は、20分間ホースで洗車するより、1回で約190%の節水

水のそなえをお忘れなく



人間が生きていくためには、1人1日2.5から3リットルの水が必要と言われています。地震、風水害、凍結などで水が出なくなることもありますので、もしものときにそなえ、3リットル×家族の人数×3日分の水のそなえをお願いします。

また、災害直後は、お風呂の残り湯も役立ちます。普段から溜め置きをしておくと、断水時のトイレの水などに役立ちます。

公共下水道への接続のお願い

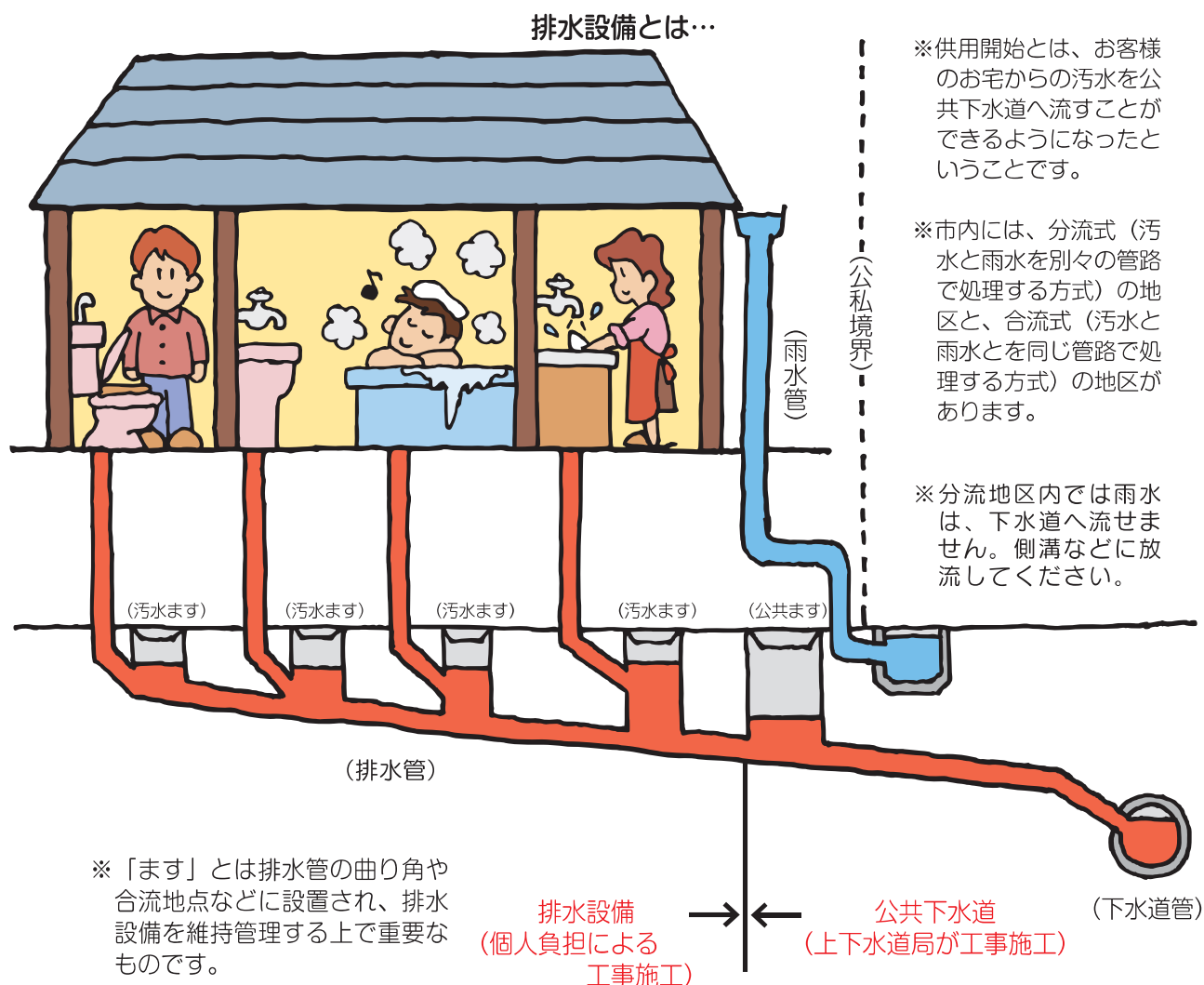
排水設備の普及促進

毎日のくらしのなかで出された汚水は、そのまま住宅のまわりにたまったり、側溝や水路などを通り近くの川へ流れ込んで、悪臭をはなったり、ハエや蚊などの発生の原因になるなど地域の生活環境を悪くします。

そのため、上下水道局では、計画的に着実な下水道の整備と、家庭内の排水設備（水洗化）の普及促進に努力しています。

皆さんの地域に、公共下水道が整備され、下水道が使えるようになりましたら、供用開始のお知らせ文書を配付します。その供用開始のお知らせ文書（供用開始日）から排水設備（水洗化）工事を行っていただくこととなります。

なお、自己資金のみでは工事が困難な場合、工事費の融資あっ旋・利子補給制度を設けていますので、一日も早い排水設備（水洗化）の設置をお願いします。



排水設備とは

排水設備とは、家庭内の便所・浴室・台所などから流れる汚水を、上下水道局が設置した下水道施設（公共ます）に接続し、スムーズに排除するための施設です。

これらの排水設備は個人の財産ですので、個人負担での設置及び維持管理を行っていただくことになります。

下水道が使えるようになった区域内の建物の所有者の方々には、下水道法や下水道条例等により次のことが義務付けられています。

- 1 台所・浴室・洗濯などから出される汚水は、供用開始日から6ヵ月以内に直接公共下水道（公共ます）に接続してください。（下水道法第10条及び下水道条例第3条）

し尿浄化槽を設置している方は、排水先を供用開始日から6ヵ月以内には、直接公共下水道（公共ます）に接続してください。

その場合、し尿浄化槽をそのままにしておくと、清掃点検・保守点検の費用を負担しなければなりませんので、接続される時に一緒に廃止してください。



- 2 くみ取り式便所をお使いのご家庭では、供用開始日から3年以内に水洗式の便所に改造して直接公共下水道（公共ます）に接続してください。（下水道法第11条の3）

排水設備(水洗化)工事の進め方

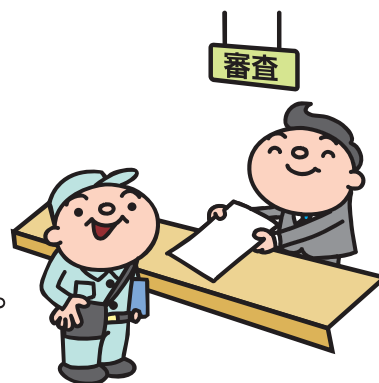
指定工事店との契約

指定工事店に、現地調査・設計・見積りを依頼します。(できれば二社以上の工事店に見積りを依頼されることをお勧めします。) 便器の機種・施工方法・費用・支払い条件など、十分に打ち合わせを行い、その中の一社と工事契約をします。(工事着工後の自己資金から融資あつ旋・利子補給制度(26 ページ参照)への変更はできません)

工事計画書の届出

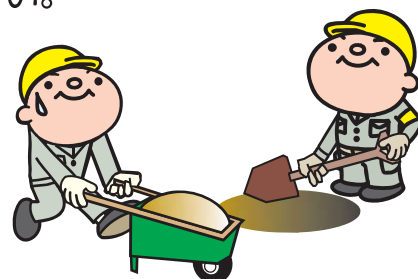
指定工事店が代理人となり、必要書類を熊本市上下水道局に提出します。工事依頼人の押印が必要です。

上下水道局では、施工方法などが基準に合い適正かどうかを審査して計画の確認をします。



工事の着手

- 1 工事は、トイレ、台所、浴室などの汚水口から公共ますまでの污水管やますを新設したり既設のますの手直しなどをします。
- 2 既設の便槽内のくみ取りは、専門の業者に依頼してください。便槽の清掃、消毒をしたあと適正に処理します。(浄化槽の廃止も同様です。) 指定工事店と相談して日程を決めてください。
- 3 くみ取り式便所の場合、水洗トイレの便器の設置などの改造工事を行います。工事に必要な日数は、一般の住宅の場合2日から3日ぐらいです。(トイレが使えないのは1日程度です。)



下水道使用開始届、工事完了届の届出

- ・ 下水道を使用することになりますので、**公共下水道使用届を提出してください。**
- ・ 工事完了届の提出を受けて、上下水道局が完了検査を行います。(完了検査は熊本市上下水道局の委託を受けた公益財団法人 熊本市上下水道サービス公社が行います。)



下水道への 接続推進

公益財団法人 熊本市上下水道サービス公社では、排水設備の工事の事前審査受付から工事完了後の検査業務を上下水道局から委託を受け行うほか、河川や海の水環境保全を目指し、下水道接続促進のための啓発活動やお客さまからの相談対応などを行っています。

◎連絡先／公益財団法人 熊本市上下水道サービス公社 ☎096-288-7361

下水道の各種補助制度

工事費の融資あっ旋・利子補給制度について

下水道が使えるようになったら1日も早く排水設備（水洗化）工事を行っていただくために「融資あっ旋・利子補給制度」を設けています。

この制度は、自己資金のみでは排水設備工事費用を負担することが困難な方に対して、民間金融機関をあっ旋し、金融機関への償還が完了したあとに利子の全額を補給する制度です。

*制度を利用できる人

熊本市の処理区域内に住所を有し、改造工事をしようとする家屋に現に居住している人で次の全ての項目に該当する人

- ①処理区域内の家屋の所有者又は所有者の承諾を受けた所有者と生計を一にする人
- ②融資を受けた改造資金の償還能力を有する人
- ③市税及び受益者負担金を滞納していない人
- ④取扱金融機関の融資条件（年齢条件等）に適合する人

*融資あっ旋の限度額

くみ取り式便所の改造工事	330,000円/1カ所
--------------	--------------

し尿浄化槽切替工事	330,000円/1基
-----------	-------------

※工事着工後の自己資金から融資あっ旋・利子補給制度への変更はできません。

*融資及び保障の利率

2.90%～7.50%

（取扱金融機関によって異なります。利率は、変更になる場合があります。）
約定日に口座振替ができなかった場合には、別途遅延利息が発生します。

* 償還の期間及び方法

償還期間は、36ヵ月以内

支払方法は、元利均等方式又はボーナス併用方式による口座振替です。

* 利子補給

金融機関への償還が完済したら、請求に基づき金融機関に支払った利子の全額を補給します。

工事の費用（標準的家屋の一例としてお考えください。）

くみ取り式便所の改造工事

工 事 名	洋風腰掛便器	備 考
水洗便所工事	112,000円	水洗便器本体（価格は便器の種類で 器具取付費 変わります。）
汚水ます工事	83,000円	汚水ます φ150mm×5箇所
排 水 管 工 事	94,000円	塩ビ管 100mm×15m // 75mm× 5m
給 水 工 事	19,000円	給水管 13mm×3.5m 保温工事 3.5m
計	308,000円	（税抜き）

し尿浄化槽切替工事

工 事 名	費	用	備 考
便 槽 処 理	33,000円	（7人槽・腐敗型）	し尿浄化槽の人槽によって、 便槽処理価格は変わります
汚水ます工事	83,000円	汚水ます φ150mm×5箇所	
排 水 管 工 事	94,000円	塩ビ管 100mm×15m // 75mm× 5m	
計	210,000円	（税抜き）	

これらの工事は、家屋や敷地の形状、トイレの種類によって異なります。また、便槽内のくみ取り費用は、上記の標準工事費には含まれてはおりません。

◆工事費の融資あっ旋・利子補給制度について
給排水設備課 排水設備班 ☎096-381-1153

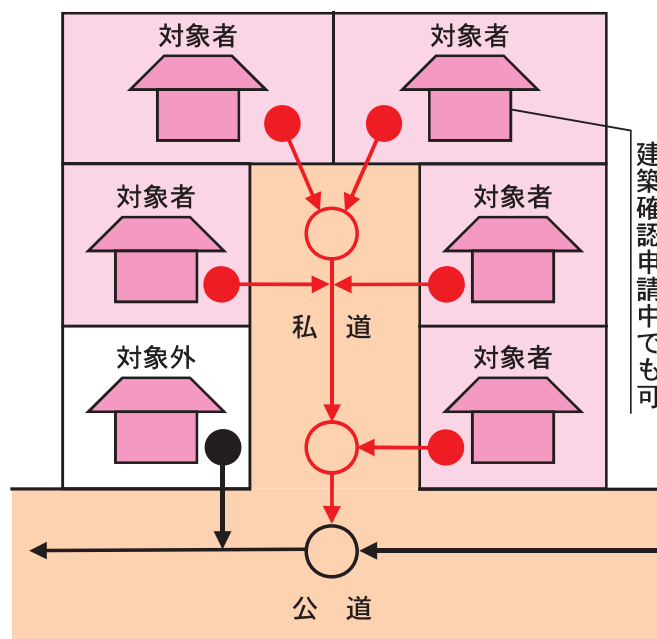
私道にも公共下水道を公費で布設します

公共下水道の普及促進のため下記の条件を満たせば、私道についても公共下水道を公費で布設します。なお、助成金制度(2/3助成)も別途設けておりますので、公費布設の条件に適合しない場合はご相談ください。

布設の条件

1. 私道の両端又は一端が、公共下水道が設置されている道路(公共下水道の設置に係る工事の契約が締結されたものを含む。)に接続されていること
2. 私道の形態が明確かつ分筆され、地目が公衆用道路であること
3. 公共下水道の布設および維持管理において、家屋等への影響がない道路幅員を有すること
4. 私道に面する土地が2筆以上あり、かつ1戸以上の建物が建っており、又は、建築予定であること
5. 公共下水道の設置又は維持管理について、所有権者及び占有者等全員が同意していること
6. 公共下水道が存置する期間、無償で利用できるもの(権利を移転する場合にあっても同様とする。)であること
7. 開発区域内道路にあつては、開発完了後3年を経過していること

私道の公共下水道(公費)布設事例



■連絡・お問い合わせ

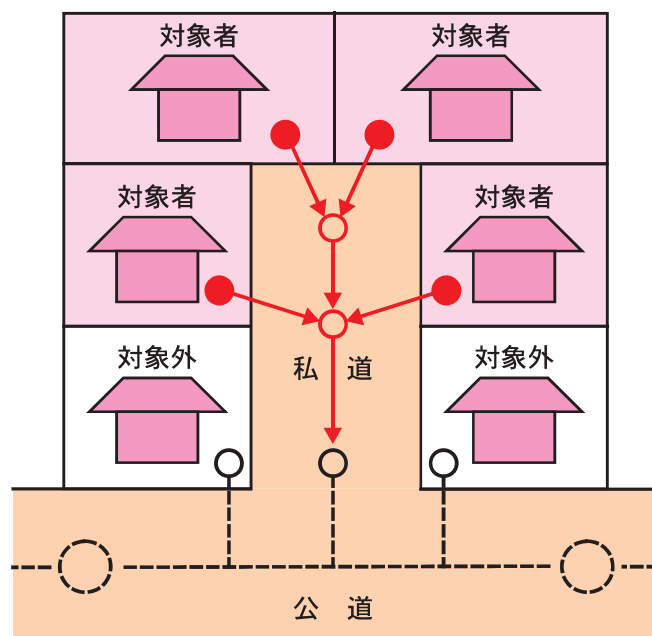
計画調整課 事業調整班 ☎096-381-3024

私道に対する共同排水設備助成金制度について

次の条件を備えた私道に共同で排水設備を設けるときは、熊本市上下水道局が私道部分の排水設備工事費の3分の2を助成します。ただし、維持管理は皆さんで行ってください。（公共下水道ではありません。）

助成の条件

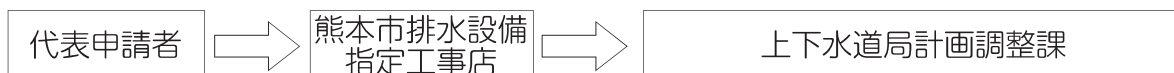
- 1 私道に所有者が異なる家屋が2つ以上接していること。（注1）
- 2 共同排水設備工事完了後、すみやかに水洗便所に改造すること。
- 3 土地所有者が共同排水設備の設置に同意していること。
- 4 市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。



注1. 公道に面する土地または家屋の所有者が私道から下水道に接続するならば対象者となります。

助成の申請方法

助成を受けられる方々の中から代表者を選任し、その代表者は熊本市排水設備指定工事店を通じて共同排水設備の工事着工前に、共同排水設備助成申請書等を熊本市上下水道局に提出してください。（必要な書類は、熊本市排水設備指定工事店が用意いたします。）



■連絡・お問い合わせ

計画調整課 事業調整班 ☎096-381-3024

1 雨水浸透ます設置の補助について

熊本市では、市域の住宅等の屋根に降った雨水を地下に浸透させて、道路等へ流出する量を減らし、流出するまでの時間を遅らせることにより、道路等の冠水被害を軽減し、併せて地下水のかん養にもつながる雨水浸透ますの設置に補助をしています。(下水道管に流すことのできない雨水を、有効に処理します。)

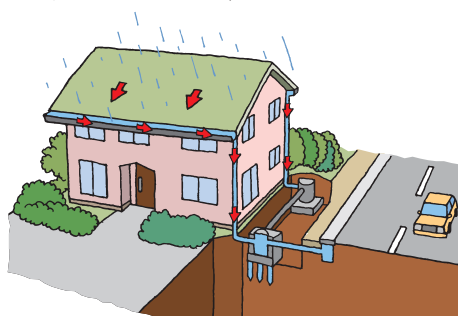
補助の対象者

熊本市内で家の新築、購入、リフォーム等や現在お住まいのお宅に雨水浸透ます設置を計画されている方。

(雨水浸透ます設置工事前に限ります。)

※雨水浸透ますを設置する敷地の所有者又は所有者の同意を得た方

※市税を滞納していない方



補助の対象基数

1. 新築、増築住宅の場合 2基目から補助します。

2. 既存住宅の場合 1基目から補助します。

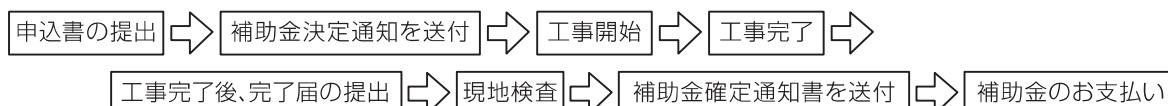
補助金の額

○総額で20万円を限度額とします。

○雨水浸透ます1基当たりの補助金の額

コンクリート製 19,000円	塩化ビニール製(ポリプロピレン製) 14,000円
(内幅350mm以上×高さ600mm以上)	(内幅300mm以上×高さ400mm以上)

申込み・完了の手順



注意

- 補助金の申込みは雨水浸透ます設置工事前にお願いします。工事が始まっているものや既に終わったものには補助金の交付はできません。
- 急傾斜地、低湿地等雨水を地下に浸透させることが不適当な土地に設置される雨水浸透ますは、補助の対象となりませんので、事前にご相談ください。
- 補助対象となる雨水浸透ますは、雨どいのみを接続するのが条件で、雨水以外のものは流すことはできません。(新築、増築の場合の1基目も同様です。)(足洗い場等の排水の接続不可)
- 設置工事は、熊本市の競争入札参加有資格業者名簿に登録の方及び熊本市上下水道局指定の排水設備指定工事店の方、又はこれらに準ずる方にご依頼願います。
- この補助金を受けた場合、雨水浸透ますを5年間は使用するとともに、清掃、その他浸透機能の維持保全に努めなければなりません。

※「熊本市地下水保全条例(平成20年7月1日施行)」により、建物を新築・増築する場合には、地下水かん養の観点から、雨水浸透ます、緑地その他等雨水を地下に浸透させるための施設の設置が義務化されています。

■制度、申込み方法など詳しくは、都市建設局 河川課(☎096-328-2571)

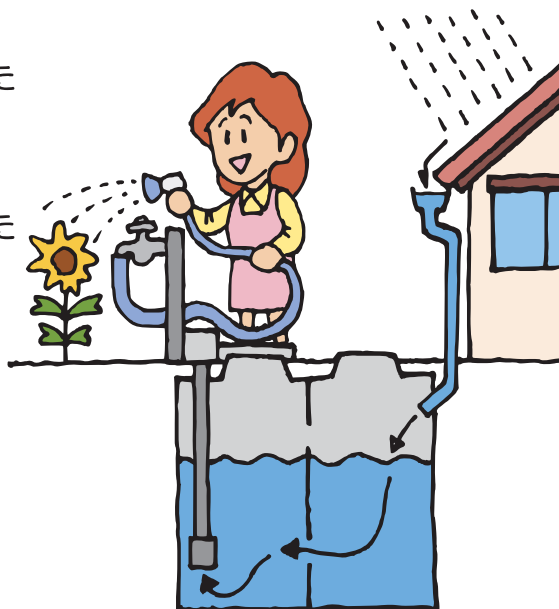
2 (使わなくなった)浄化槽の雨水貯留施設への転用補助について

熊本市では、公共下水道への接続等で不用となった浄化槽を転用して、雨水貯留槽として利用する方に補助を行っております。

補助金の主な条件

- 1 公共下水道への接続等で不用となった
不用浄化槽であること
- 2 構造基準を満たす浄化槽であること
(原則として昭和55年以降に設置された
浄化槽)
- 3 自宅(熊本市内)の浄化槽であること

※転用後は適正な維持管理をしてください。



補助金の額

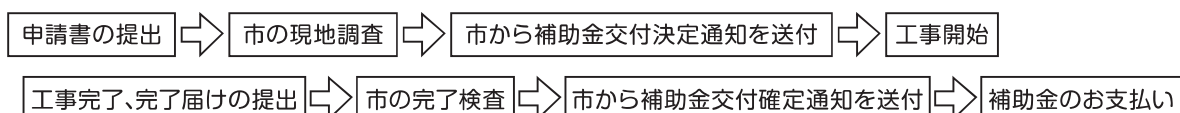
- 工事費用の2分の1に相当する額
(限度額7万円)

工事の内容

- 1 浄化槽を雨水貯留施設に改造する
- 2 専用のポンプを設置する
- 3 専用の水栓を設置する

地下水保全のために雨水を利用
しませんか。
不用になる浄化槽の再利用もでき、
水道料金も安くすみます。
非常時のトイレの洗浄水等に利用
できます。

申請・完了の手順



注意

○補助制度の内容が変更される場合がありますので、申請前に確認をお願いします。

○補助金の申請は、雨水貯留槽への転用工事前をお願いします。工事が始まっているものや既に終わったものには、補助金の交付はできません。

※他に、雨水貯留タンクの新設についても補助制度があります。詳しくは、お問い合わせ下さい。

■雨水貯留施設補助制度のお問い合わせ

○環境局 水保全課 ☎ 096-328-2436

〈各区役所の総務企画課〉

○中央区 ☎ 096-328-2610

○西区 ☎ 096-329-1142

○北区 ☎ 096-272-1110

○東区 ☎ 096-367-9121

○南区 ☎ 096-357-4112

受益者負担金制度について

受益者負担金制度とは

公共下水道が整備された地域では、ハエや蚊の発生や悪臭の原因でもある汚水や排水を処理場まで送り、きれいな水に浄化できるため、生活環境が改善され、土地の利便性が高まり利用価値が増えるという利点があります。

これらの利点は市民全体が等しく受けるものではなく、下水道が整備されている区域内に土地を所有されている方に限られます。

地域の生活環境の改善を図るためには、国・県・市そして市民が一体となって計画的に公共下水道を整備していかなければなりません。しかし、下水道を整備するためには、多額の資金を必要とします。その建設費の一部を、新たに下水道が整備された区域に土地を所有されている方、または権利を持っている方に負担していただくのが、受益者負担金制度です。

この受益者負担金は下水道建設費の一部として、その土地の面積に応じ一度限りご負担していただくものです。

(根拠法令) 都市計画法第75条 熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和50年制定)

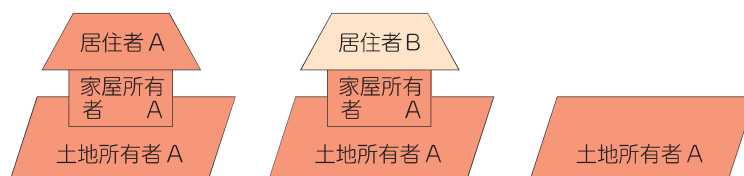
受益者負担金を納めていただく方(受益者)

「公共下水道が整備された区域内にある土地」の所有者が受益者となり受益者負担金を納めていただく方になります。

ただし、その土地に、権利者(地上権、質権、貸借人、使用借主)がある場合は、土地の所有者に代わり受益者となることができます。その場合、所有者と権利者の承認が必要です。

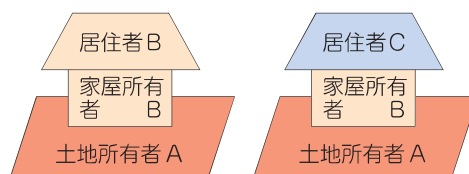
(1) 土地所有者(A)が受益者となる場合(単独申告)

土地所有者(A)の署名捺印にて申告してください。



(2) 土地所有者(A)以外の方が受益者を希望される場合(連署で申告)

土地所有者(A)と、受益者(BまたはC)との連署捺印の上申告してください。



負担金額と納める方法

受益者負担金の金額は、皆さんが所有されている土地または権利者である土地の面積（公簿）に応じて1平方メートルあたり200円（坪あたり約660円）を乗じて算出した額となります。

納める方法は、「一括払い」または「分割払い」があり、『申告』の際にどちらかを選択してください。（分割払いの場合でも、金利はつきません。）

8月以降、納期ごとに納入通知書をお送りしますので、納入通知書に記載された金融機関等でお支払ください。分割払いの場合は、便利な口座振替もご利用できます。

「一括払い」 → 納入通知書で一括払い

「分割払い」 → 納入通知書で年4回(8月・10月・12月・2月)×3年の分割払い
→ 納入通知書で第1期分を支払い、金融機関で口座申込みすれば、第2期分から口座振替可能

(例)

250平方メートルの土地所有者の負担金額は…

$$250\text{m}^2 \times 200\text{円}/\text{m}^2 = 50,000\text{円} \text{ (10円未満切捨)}$$

*一括払い … 第1期（8月）に50,000円支払いで終了

*分割払い … 第1期 4,100円+800円（端数） 4,900円
第2期～第12期 各4,100円 45,100円
合計 50,000円

分割払いの納付期間は年4回（8月・10月・12月・2月の納期月）を3年間続けることになります（端数は、第1期に合算して取り扱います）。

受益者に変更があったとき

負担金納付の途中で住所が変わったり、土地の所有者または権利者に変更があった場合は、双方合意の上「受益者変更届」を提出してください。

提出がないと受益者を変更することができず、そのままお支払いいただくことになりますのでご注意ください。

受益者が熊本市内に住んでいない場合、熊本市内に住んでいる方の中から納付管理人を定めて納める便利な方法があります。

■連絡・お問い合わせ

給排水設備課 排水設備班 ☎096-381-1153

受益者負担金納入までの流れ

下水道工事の完了

下水道の本管工事が完了し、各家庭から公共下水道への接続が可能になると、**供用開始**のお知らせをします。

賦課対象区域の公告（5月）

公告に記載されたところが、受益者負担金を賦課徴収する区域であり、公告の日以後に「受益者申告書」を送付します。

申 告

土地所有者へ「受益者申告書」を送付（5月）

地元説明会（5・6月）

申告書を送らせていただいた区域の方を対象に説明会を行います。

（負担金制度や申告書の書き方などの説明を行ったり、質問を受けたりします。）

受益者は、申告書を上下水道局へ提出（5月～7月初め）

土地の所在、面積、所有者などを確認後郵送で提出してください。

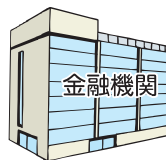
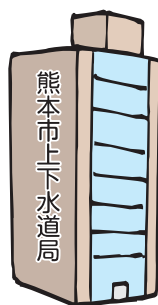
（署名捺印、支払い方法をお忘れなく）



申告書を送付

申告書の提出

決定通知書
納入通知書を送付



金融機関等で納付

受益者負担金額の決定

申告に基づき、負担金の決定通知書、納入通知書を受益者へ送付（8月）

受益者負担金の納付(8月～)

納入通知書に記載された金融機関等でお支払いください。

一括払いを選ばれた方は、1回の納付で支払いが終了します。

分割払いを選ばれた方は、期限までにお支払いをお願いします。また、口座振替を申し込まれますと、口座からの引き落としができます。

受益者負担金の減免

受益者負担金は、賦課区域内のすべての土地にかかりますが次のような土地にあてはまる場合は、一部または全部が減免されます。

減免を受けようとする方は、「減免申請書」の提出が必要です。

※減免申請書は申告書と同時に提出してください。

減 免 の 対 象 と な る 土 地	減免の割合 (%)
公共性のある私道敷で公道に準ずると認められるもの(道路)	100
神社・寺院・教会等が使用する境内地	50
墓地	100
消防器具格納庫・防災施設用地(防火水槽、調整池等)	100
国・県・市が使用している土地	25 ～ 75
民営鉄道の所有または、使用している土地	25 ～ 100
公・私立学校・幼稚園または社会福祉施設	75
公民館等集会所の敷地	50

受益者負担金の徴収猶予

現在、耕作中の農地や、受益者に火災など不慮の事故が生じ、負担金の納付が困難なときなど、一定期間次のような徴収猶予があります。

猶予を受けようとする方は、「徴収猶予申請書」の提出が必要です。

※徴収猶予申請書は申告書と同時に提出してください。

項 目	説 明	期 間
農地、山林	田、畑または山林	3年(3年毎に更新が必要です)
生活困窮者	生活保護受給者であって保護証明が必要	1年(毎年更新が必要です)
裁判係争中の土地	土地の所有権等について裁判で争っている土地	3年(3年毎に更新が必要です)
災害・盗難その他事故	火災などの被災者	3年を限度として管理者が認定する期間 (毎年更新が必要です)
その他	土地の状況により、排水設備を設置することができない土地など	3年(3年毎に更新が必要です)

猶予理由が消滅し、猶予を取消された受益者は、受益者負担金をお支払いいただくこととなります。

よくあるお問い合わせ

問1 受益者負担金の徴収猶予とは？

答) 受益者負担金を賦課した土地の現況によっては、申請に基づき受益者負担金の支払いを猶予（先延ばし）することができます。（職員による現地調査をさせていただきます。）

代表的な徴収猶予となる土地としては、田畑や山林があげられます。田畑や山林については、3年間徴収を猶予し、3年後も田畑や山林であれば徴収を猶予することができます。ただし、猶予を更新するときは、「徴収猶予申請書」（期間延長）の提出が必要です。

なお、徴収猶予を受けていた理由・状況が消滅したときには、猶予の取り消しを行うこととなります（届出が必要です）。ご注意ください。

問2 駐車場やさら地などの場合は、徴収猶予となるのですか？

答) 市街化区域にある土地は、現況が駐車場やさら地であっても、家を建てるのが可能な土地と認められるため、受益者負担金を徴収猶予することはできません。

問3 受益者負担金の減免とは？

答) 受益者負担金を賦課した土地の状況によっては、申請に基づき受益者負担金の支払いを減免（減額や免除）することができます。

代表的な減免となる土地としては、公共性のある私道があげられます。私道であっても公道に準ずると認められる道路は100%減免されます。

なお、減免を受ける場合は、「減免申請書」の提出が必要です。（職員による現地調査をさせていただきます。）

問4 受益者負担金は、所得税の必要経費となりますか？

答) 不動産所得、事業所得等については、必要経費として認められる場合があります。詳しくは、所轄の税務署にお尋ねください。

■受益者負担金等については、**給排水設備課 排水設備班**(☎096-381-1153)へ

上下水道局からのお願い[下水道編]

下水道を使うとき、以下のことを気をつけて使いましょう

◆石油や薬品を流さないようにしましょう。

石油などを流すと、下水道管の中で爆発を起こすおそれがあり、大変危険です。

また、化学薬品などは、下水処理場の処理能力を落とすことにつながり川や海を汚してしまうことも考えられます。

さらにバッテリー液など強い酸性の液体を流すと下水道管のコンクリートを腐食させ、管がつぶれてしまい大きな事故につながるおそれもあります。



◆トイレにトイレットペーパー以外のものを流さないようにしましょう。

紙おむつやトイレ用掃除シート等の水に溶けにくいものを流すと下水道管の中で詰まり、トイレが使えなくなることがあります。トイレでは、トイレットペーパー以外のものを流さないでください。



◆台所からゴミや油を流さないようにしましょう。

ゴミや油を流すと、下水道管の中で固まり、詰まりや悪臭の原因になります。

◆ディスポーザ(生ごみ破砕機)単体での使用はやめましょう。

台所の生ごみなどをディスポーザで碎いて、そのまま下水道へ流してしまうと、下水道管の詰まりや悪臭の原因になります。ディスポーザに関しては、排水処理槽と組み合わせたディスポーザ排水処理システムの設置が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。



■ディスポーザ排水処理システムについては、
水再生課 水質指導班 (☎096-381-1157)へ

上下水道局からのお知らせ

悪質な業者にご注意を

各家庭を訪問し、上下水道局の名前を使って水道の水質検査を行い、浄水器などを販売するトラブルが増えています。

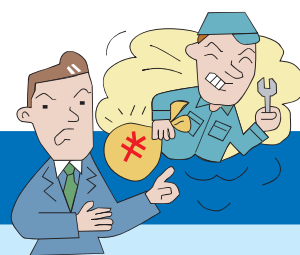
「水がにごる」「味が変」などで水道水の検査依頼があった場合は、上下水道局から各家庭に出向き水質検査を行っていますが、突然訪問することはありません。

上下水道局では、水道水を常に安心して飲んでいただくよう万全を尽くしております。しかし個人の判断で浄水器を付けられる場合は、悪質な業者にご注意ください。

また、同様に、給水管や受水槽、排水設備の検査を行い、工事を強要するなどのトラブルも増えています。各家庭でも十分ご注意ください。（上下水道局、上下水道サービス公社職員は、職員証を携帯しています。不審な場合は、提示を求めてください。）

なお、契約など消費生活に関することは、熊本市消費者センターへご相談ください。（☎096-353-2500）

具 体 例



- ①水道水に試薬を添加し、黄色や桃色に着色したのを水道水が汚れているように見せる。
→残留塩素の化学反応を悪用した実験。
- ②水道水に2本の電極を入れ、通電すると茶色の沈殿物が出てくる。
→沈殿物は鉄とアルミの電極が溶け出したもので、水道水から出ているわけではありません。
- ③「水道管の掃除を」と言って訪問した業者に掃除を依頼したところ、「鉄さびが出る」と言われ、高額な活水器を購入。
→業者は、訪問目的を偽って販売してはいけません。また、活水器が本当に必要なのか十分に検討して購入しましょう。
- ④学生アパートで、「年間契約の水道メンテナンスを月々〇〇円でしないか。アパートの住民は皆している。」と言われ契約。
→アパートなどにお住まいの方が、水道メンテナンスの契約をする必要はありません。社会経験の浅い学生を狙った手口。

冬になったら水道管の凍結を防ぎましょう

気温が -4°C 以下（風当たりの強い所は $-1^{\circ}\text{C}\sim 2^{\circ}\text{C}$ ）になると、水道管が凍結・破裂しやすくなります。

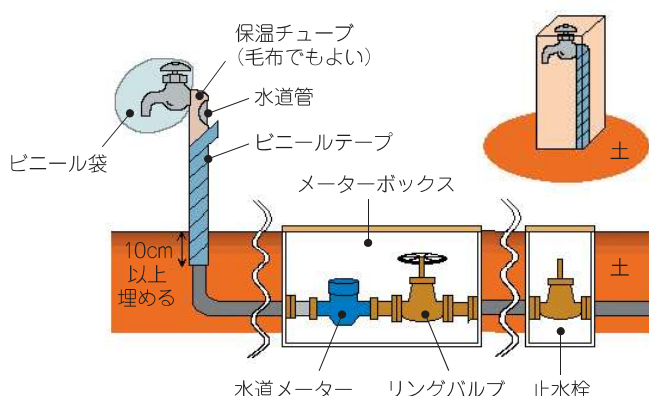
◆予防策

- ・じゃ口から鉛筆の芯ぐらいの水を一晩中流します。
（1時間あたり5ℓ程度バケツ等に水をため、再利用しましょう）
- ・ソーラー温水器やボイラーの元栓を閉め、水抜きをします。

◆露出した水道管の予防策

タオルなどでおおって
ビニール袋をかぶせる

ダンボールをかぶせ
るとさらに効果的



※防寒保温チューブと外装テープは、ホームセンターや上下水道局の指定給水装置工事業者で販売しています。

◆凍結したときの処置方法

凍った部分にタオル
などをかぶせ

ぬるま湯を
ゆっくりか
けて溶かし
てください。



◆破裂した時の処置方法

水道管が破裂した時は、まず、リングバルブか止水栓を閉め、水を止めてください。（日頃から、リングバルブや止水栓の位置を確認しておきましょう。）

その後、上下水道局の指定給水装置工事業者へ修理依頼（有料）してください。

ただし、上下水道局の配水管から水道メーターまでの水道管の破裂については、上下水道局へ連絡してください。

■連絡・お問い合わせ
上下水道局（代表）
☎096-381-1133

上下水道事業の広報



ホームページアドレス
<http://www.kumamoto-waterworks.jp/>

上下水道事業の情報をお客様へお知らせするために、ホームページ、地域情報紙、市政ラジオ等の各種メディアを活用した広報を行っています。また、上下水道のしくみや地下水を中心とした水の循環等について、楽しく学べる体験型の学習施設として、八景水谷公園内に、水の科学館（☎096-346-1100）を設置しています。

■連絡・お問い合わせ 経営企画課 ☎096-381-4330

施設のご案内

◆熊本市内を上下水道局、西部上下水道センター、北部上下水道センター、南部上下水道センターに分けて業務を行っています。

○熊本市上下水道局(各上下水道センター担当地区を除く地区)

○西部上下水道センター(池上校区より西側地区) ○北部上下水道センター(旧北部町・植木町)

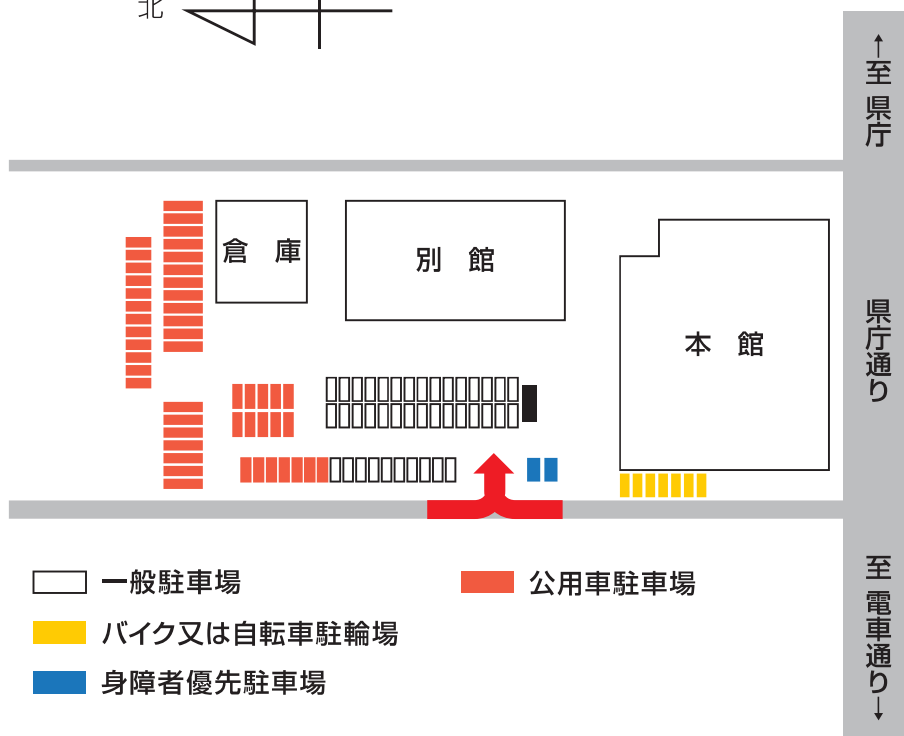
○南部上下水道センター(旧富合町・城南町)

熊本市上下水道局

〒862-8620

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

☎096-381-1133

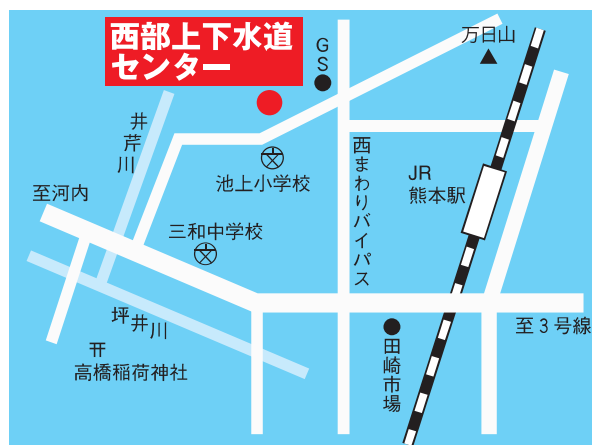


■西部上下水道センター

〒860-0048

熊本市西区池上町901番地1

☎096-351-3154



■北部上下水道センター

〒861-5526

熊本市北区下硯川2丁目8番1号

☎096-322-1177



■南部上下水道センター

〒861-4202

熊本市南区城南町宮地1050番地

☎0964-46-6407



—お問い合わせ先—

熊本市上下水道局（代表） ☎096-381-1133

営業時間：午前8：30～午後5：15

料金課お客さまセンター……☎096-381-1118

- ・ 水道料金・下水道使用料のお支払いについて
- ・ 水道（下水道）の使用開始・中止・名義変更について
- ・ 水道メーターの検針や使用水量について

水相談課……………☎096-381-5600

- ・ 道路での漏水を見つけたとき
- ・ 給水装置の相談
- ・ じゃ口から赤い水、白い水がでるとき

給排水設備課 給水装置班…☎096-381-1152

- ・ 給水装置の新設・改造・修理について
- ・ 貯水槽水道について
- ・ 給水台帳閲覧（本人もしくは委託状必要）
- ・ 直結増圧式給水方式について
- ・ 上水道本管配管図の閲覧

給排水設備課 排水設備班……☎096-381-1153

- ・ 受益者負担金・分担金、水洗便所改造資金融資あっ旋について
- ・ 宅内排水設備の計画確認申請、下水道台帳の閲覧について
- ・ 排水設備指定工事店、排水設備責任技術者について

計画調整課 事業調整班…………☎096-381-3024

- ・ 私道の公共下水道布設及び共同排水設備助成に関すること

時間外業務窓口……………☎096-381-0012

- ・ 時間外（夜間・休日）の連絡先



【編集・発行】

熊本市上下水道局 経営企画課

TEL 096-381-4330 FAX 096-384-4135

ホームページアドレス：<https://www.kumamoto-waterworks.jp/>